



鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)
号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県公債管理特別会計条例（6）（財政課）	8
	鳥取県市町村交付金条例（7）（"）	9
	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例 （8）（人権推進課）	12
	鳥取県障害者自立支援法施行条例（9）（障害福祉課）	13
	鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例（10）（"）	14
	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（11）（産業開発課）	14
	鳥取県教育審議会条例（12）（教育委員会教育総務課）	19
	鳥取県病院局企業職員定数条例（13）（病院局総務課）	21

———公布された条例のあらまし———

鳥取県公債管理特別会計条例の新設について

1 条例の新設理由

特別会計で元利償還、借換債の発行等を行い、一般会計と区分けして経理することにより、各年度の一般会計における実質的な歳入歳出規模及び公債費負担の明確化を図るため、公債管理特別会計を設置する。

2 条例の概要

(1) 設置

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、公債費の経理を明確にするため、特別会計を設置する。

(2) 特別会計の歳入及び歳出

歳入：一般会計及び鳥取県減債基金からの繰入金、県債（借換債）並びに附属諸収入

歳出：県債の償還金及び利子、基金への積立金その他の諸支出

(3) 施行期日等

施行期日

施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県減債基金条例の一部改正

公債管理特別会計の設置に伴う減債基金の積立て及び処分に係る規定の整備を行う。

鳥取県市町村交付金条例の新設について

1 条例の新設理由

市町村の自主的な行政運営に資するため、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業への充当を目的として県が市町村に対して支出する交付金（以下「市町村交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、市町村交付金の交付に関し必要な事項を定めることにより、市町村の自主的な行政運営に資することを目的とする。
(2) 市町村交付金の対象事業	<p>市町村交付金は、市町村が、国、県その他の団体等からの補助金その他の用途を特定された助成を受けることなく、その一般財源により実施する事業に要する経費（人件費の一部を除く。）を対象とする。</p> <p>知事は、の事業のうち、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業（次の事業を除く。）として別に予算で定められた事業（以下「市町村交付金対象事業」という。）への充当に要する経費として、市町村に対して市町村交付金を交付する。</p> <p>ア 県が市町村に対して個別の補助金による助成を行うべき責務があると認められる事業</p> <p>イ 県が市町村に対して個別の補助金による助成を行うことにより市町村で実施される事業</p> <p>ウ その他規則で規定する事業</p> <p>市町村交付金対象事業の具体的な内容は、規則で定める。</p>
(3) 市町村交付金の交付	<p>知事は、毎年度4月15日までに、当該年度における市町村交付金の交付に係る次の事項を、市町村に対し通知するとともに、インターネット閲覧の方法等により公表するものとする。</p> <p>ア 市町村交付金対象事業の具体的な内容</p> <p>イ 市町村交付金の総額</p> <p>ウ 市町村に対して交付する最低保証額</p> <p>知事は、毎年度3月15日までに、当該年度における市町村ごとの市町村交付金の交付額を決定し、市町村に対して市町村交付金を交付するものとする。</p> <p>知事は、により交付額を決定したときは、速やかに、次の事項を、市町村に対し通知するとともに、インターネット閲覧の方法等により公表するものとする。</p> <p>ア 当該年度における市町村交付金の算定方法</p> <p>イ アの算定方法により算定された当該年度における市町村ごとの市町村交付金の交付額</p> <p>ウ イの交付額の具体的な算定根拠</p>
(4) 交付金の充当等	<p>市町村交付金の交付を受けた市町村は、交付の趣旨に従い、市町村交付金を市町村交付金対象事業へ充当するものとする。</p> <p>県は、交付した市町村交付金の交付の用途については、市町村が交付の趣旨に従っていないと認められる場合を除き、指示その他の関与は行わないものとする。</p> <p>市町村は、規則で定めるところにより、市町村交付金対象事業の実績、成果その他の事業の評価に関する事項を知事に報告するものとする。</p> <p>知事は、の報告があったときは、速やかに、その内容を、インターネット閲覧の方法等により公表するものとする。</p>
(5) その他の事項	<p>市町村交付金の交付に関しては、この条例に定めるもののほか、規則で定めるところによる。</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
(6) 施行期日等	<p>施行期日は、平成18年4月1日とする。</p> <p>市町村交付金制度の創設に伴い、鳥取県枯松伐採促進条例の廃止及び鳥取県小</p>

規模作業所運営事業等助成条例の一部改正を行う。

この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例について、人権条例に関する懇話会における意見等を踏まえ、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講じる必要があるため、当該条例及び関係条例の施行を、別に条例で定める日までの間、停止するものである。

2 条例の概要

(1) 次の条例は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講じる必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県障害者自立支援法施行条例の新設について

1 条例の新設理由

障害者自立支援法（以下「法」という。）による障害福祉サービスに係る給付その他の支援等の新制度の円滑な運用を図るため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会を設置する等、法の施行に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会の設置

所掌事務	市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求の審査（ に掲げる場合を除く。）
不服審査会による審査を行わない場合	ア 審査請求が不適法であり、却下するとき。 イ 審査請求に係る処分の内容が利用者の負担に関するものであるとき。 ウ その他知事が障害保健福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。
委員の定数等	委員の定数は5人とし、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。

(2) 関係人等に支給すべき報酬の額

関係人等に支給すべき報酬の額は、特別職の職員の給与に関する条例に規定する附属機関の委員その他の構成員の例による。

(3) 法の規定に基づく過料に関する規定の整備

正当な理由なしに、自立支援給付に関して、県に対する報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者等は、10万円以下の過料に処する。

(4) 施行期日等

施行期日

施行期日は、平成18年4月1日とする。

準備行為

委員の任命手続等の行為は、施行期日前においても行うことができる。

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

児童福祉法の適正な運用を図るため、障害児施設給付費の支給に係る施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者等を10万円以下の過料に処することとする。

2 条例の概要

(1) 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

ア 障害児施設給付費の支給に係る施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者

イ 正当の理由がないのに、障害児施設給付費等の支給に関して、県に対する報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 施行期日は、平成18年10月1日とする。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の新設について

1 条例の新設理由

「知の地域」づくりの一翼を担う知的財産の創造、保護及び活用（以下「知的財産の創造等」という。）に関する政策の目標を明らかにするとともに、その目標を達成するための施策及び県職員が行う職務発明等に関し必要な事項を定めることにより、県内産業活動の高付加価値化を促進し、もって本県経済の自立的な発展及び県民生活の向上を図る。

2 条例の概要

(1) 条例の趣旨	この条例は、本県における知的財産の創造等が本県の産業活動及び県民生活において果たす役割の重要性にかんがみ、「知の地域」づくりの一翼を担う知的財産の創造等に関する政策の目標を明らかにするとともに、その目標の達成に資するための施策に関し基本となるべき事項を定め、及び職員が行う職務発明等に関し必要な事項を定める。
(2) 政策の目標	<p>県は、次の事項を知的財産の創造等に関する政策目標とする。</p> <p>ア 知的財産の創造等に関する県民及び事業者の創意ある努力を尊重して、その活動を助長することにより、知的財産を意識した活動を行うことのできる風土形成を図ること。</p> <p>イ 知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産業活動の高付加価値化及びその自立を促進し、もって、本県産業の成長発展及び活力ある地域社会の実現を図ること。</p>
(3) 県の責務及び関係機関の取組	<p>アの 風土づくりの推進</p> <p>県は、知的財産を意識した活動を行うことのできる風土づくりを推進するために、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 県民及び事業者が知的財産を意識した活動を行うことのできる風土づくりの推進のために必要な意識啓発及び情報提供</p> <p>(イ) 県民及び事業者の創意ある工夫及び発明の推進並びに事業化の支援</p> <p>イ 人材の基盤整備</p> <p>県は、知的財産の創造等に関わる人材の基盤を整備するため、次の取組を行う。</p>

(ア) 知的財産支援機関（鳥取県知的所有権センター）に配置される知的財産に関する専門人材の確保その他の知的財産の創造等を支えるために必要な人材の確保

(イ) 知的財産に関する研修等の実施による、知的財産の創造等を担う人材の育成

ウ 産学金官の連携

県は、産学金官（県、大学等、事業者及び金融機関等をいう。以下同じ。）の連携を相互に深め、事業者が取り組む技術開発、販路開拓等の推進のために必要となる支援を実施するため、次の取組を行う。

(ア) 知的財産の創造に向けた研究開発費の支援、知財流通の調整その他の知財サイクルへの事業者の参画を促すために産学金官で連携して実施する次の事業の実施

- ・ 独自技術開発に向けた研究開発費の支援
- ・ 知財流通の調整及び情報提供機能の充実による事業者の経営基盤強化につながる知的財産権の使用の支援
- ・ 技術交流及び共同研究実施による技術移転の促進
- ・ 産学金官と連携した知的財産に関する総合的な相談窓口の知的財産支援機関（鳥取県知的所有権センター）への設置による知的財産の権利化の支援
- ・ 営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を管理する体制の確立による事業者の経営基盤強化につながる支援
- ・ 知的財産その他の独自技術を活用した創業及び事業化の支援
- ・ その他知財サイクル推進のために必要となる支援

(イ) 地域固有の資源を活用したブランドの創出及び育成に向けて事業者が取り組む技術開発、販路開拓等の推進のために必要となる支援

エ 県による知的財産の創造等

県は、県自らが有用性の高い知的財産を創出するとともに、技術移転等により知的財産の社会的活用を促進するため、次の取組を行う。

(ア) 知的財産を意識した活動及び本県産業の振興に寄与する技術の開発並びに県が保有する知的財産権の活用等に係る評価による知的財産の創造等の促進

(イ) 県の試験研究機関が行う共同研究及び技術相談による県民及び事業者への技術移転の促進

(ウ) 県が保有する知的財産権の県民及び事業者の優先的活用の推進

(エ) 県が保有する知的財産権の状況の公表による事業者への技術移転の促進

(オ) 事業者が創意・工夫により創造した製品等の積極的な購入・活用による事業者の受注機会の増大及び創造的な事業活動の促進の支援

大学等の取組

大学等は、次の取組を行う。

(ア) 研究成果の帰属及び取扱いに関する指針等の明確化により、研究者等の適切な処遇を確保し、及び知的財産の創造等を促進すること。

(イ) 学内教育等の実施により、知的財産に関する高度な専門知識を有する人材を育成すること。

(ウ) 本県産業の競争力強化につながる技術移転により、地域貢献を図るこ

	と。
事業者の取組	<p>事業者は、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 職務に関する発明規程の整備等により研究者等の処遇の向上に努めるとともに、知的財産の創造等及び知的財産の経営戦略への活用により産業活動の高付加価値化及び新分野への進出を図り、雇用の創出を促進すること。</p> <p>(イ) 産業活動が社会において果たす役割を認識し、営業秘密・技術の流出防止等の措置により、本県産業活動に対する信用の向上を図ること。</p> <p>(ウ) 事業者相互間において、知的財産権を尊重した経済活動を行うこと。</p>
金融機関等の取組	<p>金融機関等は、次の取組を行う。</p> <p>知的財産の創造並びに独自技術を活用した創業及び事業化のために必要となる資金の供給及び事業者間の連携支援の実施により、本県産業活動のすそ野を広げ、地域経済の発展を担う事業者の発掘及び育成に努めること。</p>
県民の取組	<p>県民は、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 自ら進んで知的財産に関する理解を深め、知的財産を意識した活動を行うことのできる風土づくりに積極的な役割を果たすこと。</p> <p>(イ) 真正な製品又は役務の購入、活用等により、知的財産を尊重した活動を行うこと。</p>
(4) 県における職務発明等の取扱い	<p>県の試験研究機関における研究成果等である県職員の職務発明に係る取扱いについて、現在規則で規定している内容を見直すとともに、次のとおり条例で規定する。</p> <p>ア 職務発明を行った職員の処遇向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員への発明対価としての補償金の規定の整備 <p>イ 職務発明を行った職員の権利保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が保有する知的財産権について、県が権利放棄する際、当該職員へ権利を返還する旨の規定の整備 <p>ウ 知的財産の取扱いの保護強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が県の機関以外の者と共同研究開発を実施する場合及び県が研究開発を県の機関以外の者へ委託する場合に、知的財産権の取扱いを明記した契約等を締結することを義務化 <p>エ 知的財産の財産管理の透明化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が保有する知的財産権等に係る第三者への実施の許諾、その際の実施料の徴収等を条例で規定
(5) その他	この条例で用いる用語の定義、規則への委任等の必要な事項を定める。
(6) 施行期日等	<p>ア 施行期日</p> <p>施行期日は、平成18年4月1日とする。</p> <p>イ 経過措置</p> <p>所要の経過措置を講じる。</p> <p>ウ この条例の失効</p> <p>この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</p>

1 条例の新設理由

- (1) 地方分権が進展する中、本県の教育の方向性及び方策について幅広い視点で調査し、及び検討する必要性が高まっている。
- (2) 本県の教育に関し設置している審議会は、特定の事項を調査審議するためのものしかなく、本県の教育全体について幅広い視点で調査審議する審議会がこれまでなかった。
- (3) (1)及び(2)にかんがみ、本県の教育に関し設置している審議会の機能を整理・統合し、新たに鳥取県教育審議会を設置する。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項（スポーツ振興法の規定に基づき条例で定めることとされる事項を含む。）を定めることを目的とする。
(2) 設置等	<p>学校教育、生涯学習、青少年教育、スポーツ、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その所掌事務を次のとおりとする。</p> <p>教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項（スポーツ振興法の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。）について調査審議すること。</p> <p>に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議すること。</p>
(3) 組織等	<p>審議会は、委員30人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>委員の任期は、2年とし、再任されることができる。</p> <p>審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができ、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができ、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>
(4) 分科会	<p>審議会に、分科会を置き、その所掌事務を定める。</p> <p>分科会に属すべき委員及び臨時委員は、教育委員会が指名する。</p> <p>分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。</p> <p>審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p>
(5) 部会	<p>審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。</p> <p>部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</p> <p>審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p>

(6) その他	(1)から(5)までの他審議会の運営等について必要な事項を定める。
(7) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(8)は、公布の日から施行する。
(8) 準備行為	委員の任命等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。
(9) 鳥取県産業教育審議会条例等の廃止	この条例の施行に伴い、鳥取県産業教育審議会条例等を廃止する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の新設について

1 条例の新設理由

病院事業会計の独立性及び病院事業の管理者による適切な管理の観点から、病院局企業職員の定数については、鳥取県職員定数条例から分離して新たに設定するこの条例により管理することとする。

2 条例の概要

(1) 趣旨	この条例は、病院局企業職員のうち、一般職の地方公務員である者（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定める。
(2) 定数	職員の定数は、774人とする。 現在の定数（730人）より44人増 次の職員は、の定数の外に置くことができる。 ア 他の地方公共団体に派遣している職員 イ 長期にわたる研修で病院事業の管理者が定めるものに派遣している職員 ウ 休職している職員 エ 海外随伴休暇を取得している職員 オ 大学院に在学してその課程を履修するための休業をしている職員 カ 育児休業をしている職員
(3) 定数の配分	(2)の の定数の組織の内部の配分は、病院事業の管理者が定める。
(4) 施行期日等	施行期日は、平成18年4月1日とする。 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例について、所要の改正を行う。

条 例

鳥取県公債管理特別会計条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第6号

鳥取県公債管理特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、公債費の経理を明確にするため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、一般会計及び鳥取県減債基金(鳥取県減債基金条例(昭和54年鳥取県条例第1号)第2条の規定により設置されたものをいう。以下「基金」という。)からの繰入金、県債並びに附属諸収入をもってその歳入とし、県債の償還金及び利子、基金への積立金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鳥取県減債基金条例の一部改正)

2 鳥取県減債基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算及び公債管理特別会計歳入歳出予算(鳥取県公債管理特別会計条例(平成18年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置される特別会計に係る歳入歳出予算をいう。)に定める額とする。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p><u>(5) 満期において元金を一括して償還する方法により発行した県債の償還の財源に充てるとき。</u></p>	<p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p>

鳥取県市町村交付金条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第7号

鳥取県市町村交付金条例

(目的)

第1条 この条例は、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業への充当を目的として県が市町村に対して支出する交付金(以下「市町村交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めることにより、市町村の自主的な行政運営に資することを目的とする。

(市町村交付金の対象事業)

第2条 市町村交付金は、市町村が、国、県その他の団体等からの補助金その他の用途を特定された助成を受けることなく、その一般財源により実施する事業に要する経費（人件費のうち規則で定めるものを除く。）を対象とする。

2 知事は、前項の事業のうち、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業（次に掲げる事業を除く。）として別に予算で定められた事業（以下「市町村交付金対象事業」という。）への充実に要する経費として、市町村に対して市町村交付金を交付する。

- (1) 県が市町村に対して個別の補助金による助成を行うべき責務があると認められる事業
- (2) 県が市町村に対して個別の補助金による助成を行うことにより市町村で実施される事業
- (3) 前2号に準ずるものとして規則で規定する事業

3 市町村交付金対象事業の具体的な内容は、規則で定める。

(市町村交付金の交付)

第3条 知事は、毎年度4月15日までに、当該年度における市町村交付金の交付に係る次の事項を、市町村に対し通知するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

- (1) 前条第3項の規定により規則で定められた市町村交付金対象事業の具体的な内容
- (2) 市町村交付金の総額
- (3) 市町村に対して交付する最低保証額（当該額を超える事業実施の実績があった場合に県が市町村に対して交付を保証する額をいう。）

2 知事は、毎年度3月15日までに、当該年度における市町村ごとの市町村交付金の交付額を決定し、市町村に対して市町村交付金を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により交付額を決定したときは、速やかに、次の事項を、市町村に対し通知するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

- (1) 当該年度における市町村交付金の算定方法
- (2) 前号の規定による算定方法により算定された当該年度における市町村ごとの市町村交付金の交付額
- (3) 前号の交付額の具体的な算定根拠

(交付金の充当等)

第4条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、交付の趣旨に従い、市町村交付金を市町村交付金対象事業へ充当するものとする。

2 県は、交付した市町村交付金の交付の用途については、市町村が交付の趣旨に従っていないと認められる場合を除き、指示その他の関与は行わないものとする。

3 市町村は、規則で定めるところにより、市町村交付金対象事業の実績、成果その他の事業の評価に関する事項を知事に報告するものとする。

4 知事は、前項の報告があったときは、速やかに、その内容を、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

(適用)

第5条 市町村交付金の交付に関しては、この条例に定めるもののほか、規則で定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止)

2 鳥取県枯松伐採促進条例（平成12年鳥取県条例第82号）は、廃止する。

(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の鳥取県枯松伐採促進条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定による勧告を受け、かつ、当該勧告に付された伐採期限までに同項の枯松を伐採した者に対する旧条例第4条第1項の補助金の交付については、なお従前の例による。

(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正)

- 4 鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例（平成12年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県小規模作業所運営事業助成条例</u></p>	<p><u>鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模作業所の運営に要する経費を助成することにより、在宅の障害者等の活動の場を確保し、もって障害者等の社会参加を促進することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小規模作業所の運営並びに施設及び設備の整備に要する経費を助成することにより、在宅の障害者等の活動の場を確保し、もって障害者等の社会参加を促進することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者等」とは、<u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者、高次脳機能障害（頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。）</u>その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患にり患している者をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者等」とは、<u>身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は難病として知事が指定する疾患にり患している者をいう。</u></p> <p>2 略</p>
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 県は、第1条の目的を達成するため、小規模作業所（知事が別に定めるものに限る。）の施設及び設備の整備に要する経費について助成を行う市町村に対し、予算の範囲内で鳥取県小規模作業所整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）を交付する。</p>

(補助金の額)

第4条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成21年 3月31日までに延長その他の
所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ
の効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効の前日に交付決定された運営費補
助金については、この条例の規定は、前項の規定に
かわらず、この条例の失効の日後も、なおその効
力を有する。

(補助金の額)

第4条 略

2 整備費補助金の額は、市町村が交付する補助金の
額（知事が別に定める額に4分の3を乗じて得た額
を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額とする。
ただし、その額が小規模作業所の施設及び設備の整
備に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額を超
えるときは、当該2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の前日に交付決定された前項の規定による改正前の鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例
第3条第2項の整備費補助金については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

6 この条例は、平成21年 3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力
を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

7 この条例の失効の前日に交付された市町村交付金については、この条例及びこの条例に基づく規則の規定は、
前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日後も、なおその効力を有する。

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第8号

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例（平成17年鳥取県条例第94号）及び特別職の職員の給与に関する
条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第97号）は、県内で

発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講じる必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県障害者自立支援法施行条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第9号

鳥取県障害者自立支援法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不服審査会)

第2条 法第98条第1項の規定により法第97条第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱うため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に審査を求めるものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求に係る処分の内容が法第19条第1項の介護給付費等の支給に係る当該支給を受ける者の負担に関するものであるとき。

(3) その他知事が障害保健福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。

(定数等)

第3条 不服審査会の委員の定数は、5人とし、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。

2 会長は、会務を総理する。

3 前2項に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、不服審査会が定める。

(関係人等に対する報酬)

第4条 法第103条第2項の規定により支給すべき報酬については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）別表に規定する附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員の例による。

(過料)

第5条 正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の任命に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第10号

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例

次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当の理由がないのに、児童福祉法第57条の3第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第11号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 県の責務及び関係機関の取組（第4条 - 第12条）
- 第3章 職務発明等の取扱い（第13条 - 第25条）
- 第4章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、本県における知的財産の創造、保護及び活用（以下「知的財産の創造等」という。）が本県の産業活動及び県民生活において果たす役割の重要性にかんがみ、「知の地域」づくりの一翼を担う知的財産の創造等に関する政策の目標を明らかにするとともに、その目標の達成に資するための施策に関し基本となるべき事項を定め、及び職員が行う職務発明等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「知的財産」とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産をいう。

2 この条例において「知的財産権」とは、知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。

- 3 この条例において「産学金官」とは、事業者（本県に活動拠点を有する者に限る。以下同じ。）、大学等（知的財産基本法第2条第3項に規定する大学等のうち県の試験研究機関を除くもので、県内に所在するものをいう。以下同じ。）、金融機関等及び県をいう。
- 4 この条例において「金融機関等」とは、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）第2条第1項に規定する金融機関等及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第5条に規定する農業協同組合のうち、本県に活動拠点を有するものをいう。
- 5 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の県職員をいう。
- 6 この条例において「勤務発明」とは、職員がその勤務に関連して行った発明をいう。
- 7 この条例において「職務発明」とは、勤務発明であって、その内容が当該勤務発明をした職員が所属し、又は所属していた部局の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その勤務発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 8 この条例において「任命権者」とは、職員の任命権者をいう。

(政策の目標)

第3条 県は、次に掲げる事項を知的財産の創造等に関する政策の目標とする。

- (1) 知的財産の創造等に関する県民及び事業者の創意ある努力を尊重して、その活動を助長することにより、知的財産を意識した活動を行うことのできる風土形成を図ること。
- (2) 知的財産の創造等に向けた支援の実施により、本県の産業活動の高付加価値化及びその自立を促進し、もって、本県産業の成長発展及び活力ある地域社会の実現を図ること。

第2章 県の責務及び関係機関の取組

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する政策の目標を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 知的財産を意識した活動を行うことのできる風土づくりを推進すること。
- (2) 知的財産の創造等に関わる人材の基盤を整備すること。
- (3) 産学金官の連携を相互に深め、事業者が取り組む技術開発、販路開拓等の推進のために必要となる支援を実施すること。
- (4) 県自らが有用性の高い知的財産を創造するとともに、技術移転等により知的財産の社会的活用を促進すること。

(風土づくりの推進)

第5条 県は、前条第1号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 県民及び事業者が知的財産を意識した活動を行うことのできる風土づくりの推進のために必要な意識啓発及び情報提供
- (2) 県民及び事業者の創意ある工夫及び発明の推進並びに事業化の支援

(人材の基盤整備)

第6条 県は、第4条第2号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 知的財産支援機関（知的財産権に関する情報の収集及び提供並びに事業者の技術開発等への支援を行う機関として特許庁長官が認定する機関をいう。以下同じ。）に配置される知的財産に関する専門人材の確保その他の知的財産の創造等を支えるために必要な人材の確保
- (2) 知的財産に関する研修及び将来の本県産業を担う人材育成に向けた創造性を高めるための教育指導の実施による、知的財産の創造等を担う人材の育成

(産学金官の連携)

第7条 県は、第4条第3号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 知的財産の創造に向けた研究開発の支援、知財流通（他者が保有する知的財産権の使用及び自身が保有する知的財産権の他者への使用の許諾をいう。以下同じ。）の調整その他の知財サイクル（研究開発により

得られる知的創造を知的財産権として権利設定すること、及び当該権利の活用により得られる収入により新たな研究開発を行うことを循環させる知的創造の一連の体系をいう。以下同じ。)への事業者の参画を促すために産学金官で連携して実施する次に掲げる事業の実施

ア 独自技術開発に向けた研究開発の支援

イ 知財流通の調整及び情報提供機能の充実による事業者の経営基盤強化につながる知的財産権の使用の支援

ウ 技術交流及び共同研究実施による技術移転の促進

エ 産学金官と連携した知的財産に関する総合的な相談窓口の知的財産支援機関への設置による知的財産の権利化の支援

オ 営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を管理する体制の確立による事業者の経営基盤強化につながる支援

カ 知的財産その他の独自技術を活用した創業及び事業化の支援

キ その他知財サイクル推進のために必要となる支援

(2) 地域固有の資源を活用した新たなブランドの創出及び育成に向けて事業者が取り組む技術開発、販路開拓等の推進のために必要となる支援

2 県は、産学金官による相互の連携及び協力が知的財産の創造等の効果的な実施につながることにかんがみ、産学金官の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(県による知的財産の創造等)

第8条 県は、第4条第4号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 知的財産を意識した活動及び本県産業の振興に寄与する技術の開発並びに県が保有する知的財産権の活用等に係る評価による知的財産の創造等の促進

(2) 県の試験研究機関が行う共同研究及び技術相談による県民及び事業者への技術移転の促進

(3) 県が保有する知的財産権の県民及び事業者の優先的活用の推進

2 県は、その保有する知的財産権の状況について、次に掲げる事項を随時公表し、事業者への技術移転を促進するものとする。

(1) 保有する知的財産権の名称、内容、出願者等に関する状況

(2) 保有する知的財産権の活用に関する状況

(3) 保有する知的財産権の処分及び消滅に関する状況

3 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 鳥取県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(3) 県庁の掲示場その他知事が必要と認める場所に掲示する方法

4 県は、事業者が創意若しくは工夫により創造した製品又は役務を自ら積極的に購入し、又は活用することにより、事業者の受注機会の増大に努めるとともに、創造的な事業活動の促進を支援するものとする。

(大学等の取組)

第9条 大学等は、本県における知的財産の創造等の促進に向けて、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

(1) 研究成果の帰属及び取扱いに関する指針並びに効果的な知的財産の創造等に向けた指針の明確化により、研究者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇を確保し、並びに知的財産の創造等を促進すること。

(2) 学内教育及び社会人への学外教育の実施により、知的財産に関する高度な専門知識を有する人材を育成すること。

(3) 本県産業の競争力強化につながる技術移転により、地域貢献を図ること。

(事業者の取組)

第10条 事業者は、本県における知的財産の創造等の促進に向けて、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

る。

(1) 当該事業者の職務に関する発明に係る規程の整備等により研究者その他の創造的活動を行う者の処遇の向上に努めるとともに、知的財産の創造等及び知的財産の経営戦略への活用により産業活動の高付加価値化及び新分野への進出を図り、雇用の創出を促進すること。

(2) 産業活動が社会において果たす役割を認識し、営業秘密及び技術の流出防止その他の措置により、本県産業活動に対する信用の向上を図ること。

(3) 事業者相互間において、知的財産を尊重した経済活動を行うこと。

(金融機関等の取組)

第11条 金融機関等は、本県における知的財産の創造等の促進に向けて、知的財産の創造並びに知的財産その他の独自技術を活用した創業及び事業化のために必要となる資金の供給及び事業者間の連携支援の実施により、本県産業活動のすそ野を広げ、地域経済の発展を担う事業者の発掘及び育成に努めるものとする。

(県民の取組)

第12条 県民は、本県における知的財産の創造等の促進に向けて、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

(1) 自ら進んで知的財産に関する理解を深め、知的財産を意識した活動を行うことのできる風土づくりに積極的な役割を果たすこと。

(2) 事業者が行う知的財産の創造等の促進に向け、真正な製品又は役務の購入、活用等により、知的財産を尊重した活動を行うこと。

第3章 職務発明等の取扱い

(権利の承継)

第13条 県は、職務発明について、この条例の定めるところにより、特許法（昭和34年法律第121号）第33条第1項に規定する特許を受ける権利又は同法第66条第1項に規定する特許権（以下「特許を受ける権利等」という。）を承継することができる。

(勤務発明の認定等)

第14条 職員は、勤務発明をしたときは、直ちに、規則で定めるところにより、任命権者に届け出るものとする。

2 任命権者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る勤務発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、当該職務発明について県が特許を受ける権利等を承継するかどうかを決定するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による認定又は決定をしたときは、速やかに、当該勤務発明の届出をした職員に対し、その旨を通知するものとする。

(特許出願の制限)

第15条 職員は、任命権者が前条第2項の規定により職務発明でないと認定し、又は職務発明について県が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、当該勤務発明に係る特許出願をしてはならない。ただし、特許出願をする緊急の必要があるときは、この限りでない。

2 職員は、前項ただし書の規定により特許出願をしたときは、直ちに、規則で定めるところにより、任命権者に届け出るものとする。

(第三者に対する権利譲渡等の制限)

第16条 職員は、任命権者が第14条第2項の規定により職務発明でないと認定し、又は職務発明について県が特許を受ける権利等を承継しないと決定した後でなければ、当該特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために当該特許権について専用実施権（特許法第77条第1項に規定する専用実施権をいう。）を設定してはならない。

(特許を受ける権利等の譲渡の義務等)

第17条 職員は、任命権者が第14条第2項の規定により職務発明について県が特許を受ける権利等を承継すると決定したときは、当該特許を受ける権利等を県に譲渡するものとする。

2 任命権者は、前項の規定により県が特許を受ける権利等の譲渡を受けたときは、直ちに、特許法の規定によ

る特許出願若しくは特許を受ける権利の承継の届出又は特許権の移転の登録をするものとする。

- 3 任命権者は、前項の規定により特許出願若しくは特許を受ける権利の承継の届出又は特許権の移転の登録をした後に、特許審査請求（特許法第48条の3第1項に規定する出願審査の請求をいう。）をしないこと又は特許権の継続保有を放棄することを決定したときは、速やかにその権利を職員へ承継するものとする。

(補償金)

第18条 県は、職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該特許の出願が受理されたとき、職務発明に係る特許を受ける権利を承継した当該特許を受けたとき、又は職務発明に係る特許権を承継したときは、当該職務発明をした職員に対し、規則で定める額の補償金を支払うものとする。

- 2 県は、職務発明に係る特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該職務発明をした職員に対し、規則で定める額の補償金を支払うものとする。

- 3 前2項の規定による補償金は、当該補償金の支払を受ける権利を有する職員が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職等の場合における補償)

第19条 前条の規定による補償金の支払を受ける権利は、当該権利を有する職員が退職した後も存続するものとする。

- 2 前項の権利を有する職員が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継するものとする。

(出願費用の支払)

第20条 県は、職務発明に係る特許を受ける権利等を承継した場合において、当該職務発明をした職員が既に出願手数料、特許料その他の特許出願のために直接要する費用（以下「出願費用」という。）を支出しているときは、当該職員の申出によりその費用を支払うものとする。

- 2 出願費用の支払を受ける権利は、当該権利を有する職員が退職した後も存続するものとする。

- 3 出願費用の支払を受ける権利を有する職員が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継するものとする。

(不服の申出)

第21条 職員は、その勤務発明に係る第14条第2項の規定による認定又は決定に対して不服があるときは、同条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、任命権者に対し不服の申出をすることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定による不服の申出があったときは、遅滞なく、その申出に係る事項について決定し、その結果を申出人に対し通知するものとする。

(実施権の設定)

第22条 任命権者は、県が保有する特許権（特許法第36条第1項の規定による特許出願に係るものを含む。以下同じ。）に係る実施（同法第2条第3項に規定する実施をいう。以下同じ。）の許諾の申請があった場合において、申請の内容が公序良俗に反しないと判断したときは、当該実施を許諾することができる。

- 2 前項の規定により実施を許諾する場合には、任命権者は、製品（当該特許権を使用して製造された製品及びそれに付属する備品をいう。）の販売単価に販売数量及び実施料率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得られる額による実施料を徴収する。

- 3 前項に規定する実施料率は、当該特許権に係る実施の割合に県が保有する特許権の持分の割合及び次の各号に掲げる率を乗じて得られる率とする。この場合において、任命権者は、特に必要と認めるときは、次の各号によらない率を定めることができる。

(1) 県外に住所を有する者に対する実施の許諾の場合 3パーセント

(2) 県内に住所を有する者（主たる事業所が県内にある者を含む。）に対する実施の許諾の場合 1パーセント

(秘密の保持)

第23条 勤務発明をした職員及びその所属長並びに第13条から前条までに定める手続に携わる者は、当該勤務発

明の内容その他勤務発明をした職員及び県の利害に係る事項について、規則で定める期間、その秘密を守らなければならない。

(契約締結の義務)

第24条 県は、大学等、事業者等県の機関以外の者（以下「県以外の者」という。）と共同して研究開発を行う場合及び県以外の者へ研究開発を委託する場合は、相互の権利を尊重し、保護するため、当該研究開発の開始前に、当該研究開発により生じる知的財産権の取扱い及び秘密保持について明記した契約を締結するものとする。

2 県及び県以外の者は、前項の契約締結後に生じる知的財産権に係るそれぞれの持分その他の知的財産権の取扱いについて、速やかに協議して決定するものとする。

3 第1項の契約締結に関し必要な事項は、規則で定める。

(実用新案等に関する準用規定)

第25条 第13条から前条までの規定は、職員がその勤務に関連して行った考案、意匠及び職務育成品種（職員が育成した品種（種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種をいう。）であって、その育成（同法第3条第1項に規定する育成をいう。以下同じ。）がその性質上当該職員が所属し、又は所属していた部署の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。）について準用する。この場合における必要な読替えについては、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第18条から第20条までの規定（第25条において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後に出願が受理される特許に係る職務発明について適用する。

3 第22条の規定（第25条において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後に行われる県が保有する特許権に係る実施の許諾の申請について適用する。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

鳥取県教育審議会条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第12号

鳥取県教育審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項（スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第5項の規定に基づき条例で定めることとされる事項を含む。）を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学校教育、生涯学習、青少年教育、スポーツ、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会（以下

「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項（スポーツ振興法第18条第3項の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。）について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第8条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、次条第1項の規定により置かれる分科会及び第11条第1項の規定により置かれる部会の議事について準用する。

(分科会)

第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。
学校運営分科会	1 公立学校等の運営に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 公立学校等の教職員評価に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
生涯学習	1 生涯学習の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。

分科会	2 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
	3 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
	4 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
	5 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
	6 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
	7 文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。

- 2 前項の表の左欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、教育委員会が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、当該分科会に属する委員のうちからあらかじめ分科会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第11条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定による任命及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鳥取県産業教育審議会条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県産業教育審議会条例（昭和26年鳥取県条例第51号）
- (2) 鳥取県スポーツ振興審議会条例（昭和37年鳥取県条例第14号）
- (3) 鳥取県教育課程審議会条例（昭和40年鳥取県条例第8号）
- (4) 鳥取県高等学校教育審議会条例（昭和48年鳥取県条例第28号）
- (5) 鳥取県生涯学習審議会条例（平成3年鳥取県条例第15号）

鳥取県病院局企業職員定数条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第13号

鳥取県病院局企業職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、病院局企業職員のうち、一般職の地方公務員である者（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 職員の定数は、774人とする。

2 次の職員については、前項に定める定数の外に置くことができる。

- (1) 他の地方公共団体に派遣している職員
- (2) 長期にわたる研修で病院事業の管理者が定めるものに派遣している職員
- (3) 休職している職員
- (4) 海外随伴休暇を取得している職員
- (5) 大学院に在学してその課程を履修するための休業をしている職員
- (6) 育児休業をしている職員

(定数の配分)

第3条 前条第1項に定める定数の組織の内部の配分は、病院事業の管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例の一部改正)

2 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動表細目」という。）を当該移動表細目に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前														
<p>(職員の定数の特例)</p> <p>第16条 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加えて、次の表の左欄に掲げる職員（同条例第1条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）を同表の右欄に定める人数の範囲内で置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6) 企業局の職員</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7) 略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(6) 企業局の職員	1人	(7) 略		<p>(職員の定数の特例)</p> <p>第16条 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加えて、次の表の左欄に掲げる職員（同条例第1条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）を同表の右欄に定める人数の範囲内で置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6) 企業局の職員</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7) 病院局の職員</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(8) 略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(6) 企業局の職員	1人	(7) 病院局の職員	8人	(8) 略	
略															
(6) 企業局の職員	1人														
(7) 略															
略															
(6) 企業局の職員	1人														
(7) 病院局の職員	8人														
(8) 略															

(8) 略

(病院局企業職員の定数の特例)

第17条 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県病院局企業職員定数条例(平成18年鳥取県条例第13号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加えて、8人以内の職員(同条例第1条に規定する職員をいう。)を置くことができる。

(警察職員の定員の特例)

第18条 略

(9) 略

(警察職員の定員の特例)

第17条 略

